

○福岡県温泉法関係手数料条例

平成十二年三月二十九日

福岡県条例第二十四号

福岡県温泉法関係手数料条例をここに公布する。

福岡県温泉法関係手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づく温泉法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)関係の手数料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 手数料を徴収する事務並びに手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の不還付)

第三条 既に納付された手数料は、還付しない。

(補則)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第一七号)

この条例は、温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十二号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一四年四月一日)

附 則(平成一九年条例第五八号)

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二一号)

この条例中第一条の規定は温泉法の一部を改正する法律附則第六条の規定の施行の日から、第二条の規定は同法の施行の日から施行する。

(第一条の規定の施行の日=平成二〇年八月一日)

(第二条の規定の施行の日=平成二〇年一〇月一日)

別表(第二条関係)

(平二〇条例二一・全改)

項	事務	名称	金額	徴収時期
一	法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料	一二〇、〇〇〇円	申請のとき
二	法第七条の二第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削のための施設等の変更許可申請手数料	二四、〇〇〇円	申請のとき
三	法第十一条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円	申請のとき
四	法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取許可申請手数料	三五、〇〇〇円	申請のとき
五	法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	七、四〇〇円	申請のとき
六	法第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料	二四、〇〇〇円	申請のとき
七	法第十五条第一項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	三五、〇〇〇円	申請のとき
八	法第十九条第一項の規定による温泉成分分析を行う者の登録申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	五〇、〇〇〇円	申請のとき
九	法第六条第一項（法第十一条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第七条第	地位承継承認申請手数料	七、四〇〇円	申請のとき

一 項（法第十一条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十四条の三第一項、法第十四条の四第一項、法第十六条第一項及び法第十七条第一項の規定による地位の承継承認申請に対する審査			
--	--	--	--